明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約（一）　二
〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通一）　八
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同二）　九
〔告　示〕
○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務一二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇〇）　二
○保安林の指定を解除する件（同一〇一～一〇六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇七～一一三）　二
○福岡空港の施設に変更を加える件（国土交通二二五）　二
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（同二二六）　三
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同二二七）　七
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同二二八）　八
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　二〇
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五
三九

本号で公布された法令のあらまし

◇刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約（条約第一号）

（外務省）

この条約は、我が国とブラジルとの間で、相手国において刑を言い渡された自国民等受刑者をその本国に移送するための手続等について定めたものである。この条約は、前文、本文一七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　この条約の適用上、「裁判国」とは、移送された者に刑を言い渡した締約国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。（第一条関係）

2　締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。（第二条関係）

3　刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。（第三条関係）

4　裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を執行国に通報する。裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、執行国の要請により、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項を執行国に通報する。（第四条関係）